

保険法施行に伴う約款の一部改定のお知らせ

～契約者保護の一層の充実のための改定です～

保険・共済契約に関する基本的なルールとしての、「保険法」が平成22年4月1日に施行されました。これに伴い、当組合では、平成22年4月1日以降に補償を開始する共済契約(更新契約を含みます。)から保険法施行に対応した約款(以下「新約款」といいます。)に変更いたしました。なお、保険法の一部の規定は、保険法改正に対応する前の約款(以下「改定前約款」といいます。)にて締結されたご契約にも適用されます。

また、保険法改正にあわせて商品改定を実施いたしました(改定9)。

新約款適用の対象となるご契約	平成22年4月1日以降に更新されるご契約が対象になります。
更新前のご契約について	平成22年4月1日以降、まだ更新時期を迎えてないご契約につきましては、平成22年4月1日から満期までの間、 改定3と改定4と改定6 は自動的に適用になります。(経過措置)
ご契約への影響	保険法の施行に伴う約款改定について、共済金額・共済掛金・支払い事由などの補償内容について、ご契約者様・被共済者様・共済金を受け取られる方の不利益となる改定はございません。

保険法対応による主な改定

改定1 ■ご契約時の告知ルール(告知義務)の変更

ご契約者や被共済者が重要な事実を当組合へ告知いただく『自主申告義務』から、当組合が求めた『危険に関する重要な事実』のうち、『告知事項』として求めた質問に対してお答えいただく『質問応答義務』へ変わりました。共済契約申込書の記載事項で★印が付された項目が『告知事項』となります。

改定2 ■ご契約後の通知ルール(通知義務)の変更

ご契約締結後、共済掛金の変更が必要な危険増加が生じた場合、遅滞なく当組合にご通知いただく事項を明確にしました。共済契約申込書や共済契約証書の記載事項で☆印が付された項目が『通知事項』となります。

改定3 ■共済金のお支払い期限が明確化されます

共済金をお支払いするにあたっては、事実確認のために特別な照会や調査が必要となる場合がありますが、「改定前約款」では、そうした場合における共済金のお支払い期限が明確に定められていませんでした。「新約款」では、適正なお支払いを実現するべく、標準的な共済金のお支払い期限を30日としたうえで、事実確認のために特別な照会や調査が必要となる場合における共済金をお支払いする期限についても明確に定めます。事実確認のために特別な照会や調査が必要となる場合には、確認が必要な事項および共済金をお支払いする期限(内容と期限については下表の通りです。)をお知らせします。

【特別な照会や調査の事例】

特別な照会や調査の内容	共済金をお支払いする期限
① 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会	180日
② 医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ 後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法が適用された災害の被災地域における調査	60日
⑤ 日本国内において事実確認を行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

*この規定は、平成22年4月1日以降に発生した事故であれば、「改定前約款」にて締結されたご契約についても適用されます。(経過措置)

*共済金を支払い期限経過後にお支払いする場合には、期限を超えた期間について遅延利息をお支払いします。

改定4 ■重大事由による解除が適用される場合をより具体化します

共済契約者や被共済者が共済金のお支払いを受けようとして故意に損害を生じさせた場合や共済金請求について詐欺を行った場合など、共済契約者、被共済者または共済金受取人に、当組合との信頼関係を損ない、共済契約を存続することが困難となるような重大な事由があるときは、当組合が共済契約を解除できることとなります。(従来より規定されていましたが、保険法の条文に合わせ、具体的な内容とします。)

*この規定は、「改定前約款」にて締結されたご契約についても適用されます。(経過措置)

改定5 ■被共済者による共済契約の解約ができるようになります

契約者と被共済者の関係が、契約締結時と著しく変わり、契約存続を困難とする重大な事由がある場合など、一定の条件を満たす場合には、被共済者が共済契約(その被共済者に関する部分のみ)を解約できるようになります。

改定6 ■介入権制度が新設されました

破産管財人や債権者が共済契約を解約しようとする場合、共済契約の被共済者が再加入できないなどの不利益にならないよう、被共済者等の共済金受取人が解約返戻金相当額を支払うことで、契約を存続させることができます。

*この規定は、「改正前約款」にて締結されたご契約についても適用されます。(経過措置)

改定7 ■時効(共済金請求権の消滅時効)が明記されました

共済金請求権にかかる消滅時効期間について、商法の『2年』から保険法の『3年』に延長されました。これにより、当組合でも、約款上に共済金請求権にかかる消滅時効期間『3年』を明記いたしました。

改定8 ■遺言による共済金受取人の変更

高齢化社会における社会情勢から遺言の重要性を配慮し、生命共済契約と傷害疾病定額共済契約について、遺言による共済金受取人の変更ができるようにいたしました。ただし、相続人が当組合に変更の通知を行わず、当組合が遺言の事実を知らずに共済金の支払いが行われた場合は重複してはお支払いいたしません。

保険法対応以外の商品改定

保険法対応以外でも約款表現の平明化を含め、社会情勢の変化に対応するよう変更を行いました。共済契約のご契約(新規および更新)にあたり、以下の項目もご確認ください。

改定9 ■交通傷害について、補償範囲が拡大されます

ファミリー交通傷害共済・フレンド共済 21(I型・II型)・生命共済・ペア共済・ヤング&レディース共済・ラブ生命共済など、国内の交通傷害に限定していた補償を国外での交通傷害でもお支払いできるように変更いたしました。

〜〜 当組合からご契約者様へのお願い 〜

ご契約者様には、日頃、当組合の共済制度をご利用いただき誠にありがとうございます。

当組合では、以下の項目につきまして、ご契約者様の利便性を踏まえ、ご理解とご協力を賜りたくお願いしております。

1. ご契約の口座振替化および自動更新化

■現在、集金扱契約から口座振替扱契約へのお願いをしております。また、更新申込書による更新手続きを廃止し、自動更新することで、契約更新時におけるご契約者様の煩わしさを解消したいと思います(『更新案内』、『更新通知』をもって対応いたします)。

2. 共済契約の被共済者加入同意印の受領

■保険法施行に伴い、新規契約や被共済者追加時の場合、被共済者様の加入同意印をいただくことになりました。ご理解とご協力をお願い申し上げます。

本組合は、地元の共済組合として、きめの細かいサービスを心掛け、ご契約者様に安心してご利用いただけますよう努めております。今後とも末永いお付き合いを心よりお願い申し上げます。

群馬県商工共済協同組合へのお問い合わせは

(ご相談・苦情・事故等の連絡)

【電話】 027-254-5711

【受付時間】 9:00~17:00(月~金)

(祝日を除きます。)